

医師と一緒に生活習慣病の改善計画を立てませんか？

- ◇ 現代社会では、食生活の欧米化や高齢化に伴い生活習慣病が急増し、私たちの健康寿命を脅かしています。
- ◇ 厚生労働省より、令和6年6月1日の診療報酬改定において、生活習慣病対策として、個々の患者さんに応じた療養計画に基づき、より質の高い疾病管理を推進することが求められるようになりました。
- ◇ 生活習慣病の改善には、日常生活の改善が効果的とされています。当院では、医師が患者さんの状態に合わせて改善目標を設定し、患者さんと一緒に無理のない改善計画を立てていきます。
- ◇ 血圧や体重、食事、運動などに関する具体的な指導内容や検査結果を記載した「療養計画書」を作成しますので、署名（サイン）をいただく必要があります。お手数ですが、ご協力よろしく願いいたします。
- ◇ 今後は、定期的に計画の経過を確認しながら、生活習慣病の改善に向け、患者さんと二人三脚で歩んでいくことを心がけます。



生活習慣病

糖尿病、高血圧、脂質異常症



運動療法

食事療法

薬物療法



「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の 発行に関して

当クリニックでは、患者さんへの情報提供を積極的に進めていく観点から、平成22年4月1日より、領収書発行の際に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行することといたしました。

この明細書は、診療の際に使用した薬剤の名称や実施された検査の内容が記載されたものです。
なお、明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨お申し出ください。

平成22年4月1日

・ 院長

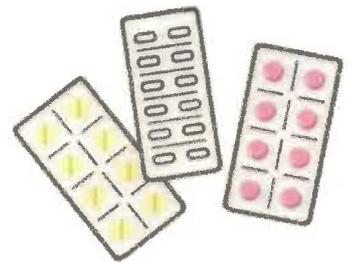
長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ 28日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

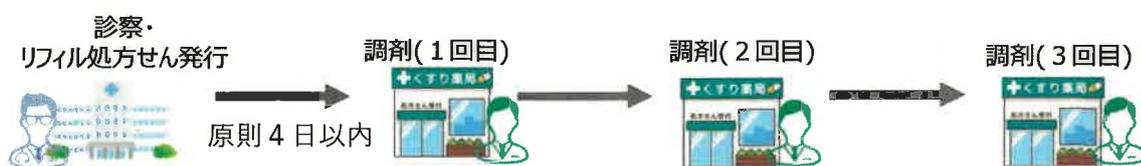
のいずれの対応も可能です。

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が
対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。



リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、**一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せん**です。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください

リフィル処方せんの留意点

- 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。（最大3回まで）
- 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（一部を除く）は、リフィル処方できません。
- 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。

お知らせ

当院は「かかりつけ医」として次のような取組みを行っています

- 健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- 介護・保険・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- 夜間・休日の問い合わせへの対応を行っています。

※当院の情報をインターネットで検索できます。

愛媛県「医療機能情報提供制度」『えひめ医療情報ネット』のページをご覧ください。また地域の医療機関も検索することができます。

検索/えひめ医療情報ネット



北吉田診療所

ジェネリック医薬品（後発医薬品）の 処方に関するお知らせ

現在、一部の医薬品の供給が不安定な状況が続いています。

そのため、当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

医薬品の供給不足などが生じた場合、状況に応じて患者様へお渡しする医薬品が変更となる可能性がございますが、当院では適切に対応ができる体制を整備しております。

なお、変更にあたって、ご不明な点やご心配なことなどがありましたらご相談ください。

医療法人 北吉田診療所

（外来後発医薬品使用体制加算）

一般名処方加算について

当院では、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。

当院では、「一般名処方」を行う場合があります。

「一般名処方」により、医薬品の供給不足が生じた場合であっても、必要な医薬品が提供しやすくなります(※)。

一般名での処方について、ご不明な点などありましたらご相談ください。

※「一般名処方」とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。これにより、供給が不安定な医薬品であっても、有効成分が同じである複数の医薬品から選択することができ、患者様に必要な医薬品を提供しやすくなります。

医療法人 北吉田診療所

医療 DX 推進体制整備加算について

当院は医療 DX を推進して質の高い医療を提供できるよう体制整備を行っております。

- オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報等を活用して診療を実施しております。
- マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。
- 電子処方箋の発行を行ってまいります。(今後導入予定です。)
- 電子カルテ情報共有サービスの取組を実施してまいります。(今後導入予定です。)

医療法人 北吉田診療所

医療情報取得加算について

当院は、マイナ保険証の利用を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

(電子処方箋発行については準備中です。)

マイナ保険証により正確な情報を取得・活用することで、より質の高い医療を提供できるため、マイナ保険証を積極的にご利用ください。

医療法人 北吉田診療所

時間外対応加算について

当院では再診の患者様に対して時間外対応加算を算定しております。

- 患者様が受診している他の医療機関および処方されている医薬品を把握し、必要な服薬指導を行います。
- 症状、病状に応じて、専門医療機関への紹介をさせていただきます。
- 随時、健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じております。
- 保険・福祉サービスに係る相談に応じております。
- 診療時間外には診療所の電話にて院長の携帯番号のご案内をしております。これにより夜間でも連絡をとることができます。

このような取り組みから、再診時に時間外対応加算 1 を算定させていただきます。
(患者様 1 名につき 1 回 5 点)

※ 時間外対応加算の時間外とありますが、これは時間外の診療体制に関する加算であり、再診料を算定するすべての患者様が対象であり、日中の診療時間内に受診した場合にも算定するものです。

医療法人 北吉田診療所

外来感染対策向上加算について

当院では初診・再診に関わらず毎月1回「外来感染対策向上加算（6点）」を算定させて頂いております。

院内感染防止対策として、必要に応じて 次のような取り組みを行っています。

- 感染管理者である院長が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。
- 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します。
- 感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- 標準感染予防対策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

医療法人 北吉田診療所